

碧南海浜水族館ミニクレーンゲーム機設置スペース貸付仕様書

1 貸付場所

施設名	所在地	貸付場所	設置面積
碧南海浜水族館	碧南市浜町2番地3	ミュージアムショップ内	0.5 m ²

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

ミニクレーンゲーム機3台分の設置場所として。

4 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 貸付料等

- (1) 貸付料は売上金額に設置事業者の提示した割合を乗じた金額とする。
- (2) ミニクレーンゲーム機による販売に係る電気料は請求しないものとする。

6 貸付料等の納付

- (1) 毎月末に集計した売上金額に設置事業者の提示した割合を乗じた金額を市へ納付する。
- (2) 納付した貸付料について、設置事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しないこととする。

7 貸付料以外の経費

ミニクレーンゲーム機及び付帯設備の設置や移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て設置事業者の負担とする。

8 転貸等の禁止

ミニクレーンゲーム機を設置する権利及びミニクレーンゲーム機による販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 使用上の制限

貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、設置事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すこと。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。

10 維持管理

- (1) ミニクレーンゲーム機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記に連絡が取れるような体制を作り、設置事業者の責任において速やかに対応すること。
- (2) 設置事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (4) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該ミニクレーンゲーム機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者はミニクレーンゲーム機が毀損、破損された場合、及びミニクレーンゲーム機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は設置事業者が負担すること。

11 商品の具体的な構成

10(2) の内容を遵守するとともに、施設の特性にそぐわない商品は扱わないように市と協議の上、了承を得たものを設置すること。

12 その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と設置事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

◎水族館 1 階 ミュージアムショップ内ミニクレーンゲーム機設置箇所図

下記の設置箇所を基本とするが、ミュージアムショップ什器の配置等により移動をお願いする場合もあります。

